



2022年5月16日

各 位

会社名 ディービーエックス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 柴崎 浩  
(コード番号: 3079 東証スタンダード市場)  
問合せ先 取締役執行役員 平能 直弘  
電 話 03-5985-6827

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月16日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年6月28日開催予定の第36期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の理由

- (1) 当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るため、現行定款第2条（事業の目的）の記載を変更するものであります。
- (2) 当社は、既に本社機能を東京都豊島区に有しているため、実際の本店業務にあわせて、現行定款第3条（本店の所在地）に定める本店の所在地を東京都練馬区から東京都豊島区に変更するものであります。
- (3) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。
  - ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第14条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
  - ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第14条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
  - ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
  - ④ 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。

なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

(4) 上記のほか、一部字句の修正を行うものであります。

## 2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 医療用機器、関連周辺機器ならびに関連材料の輸出入および<u>製造販売業、修理業務、賃貸業、リース業</u></p> <p>(2) (条文省略)</p> <p>(3) 医療用システムの設計、<u>販売</u>および輸出入</p> <p>(4) 医療用コンピューターの設計ならびに<u>製造販売</u></p> <p>(5) 健康および医療に関する機器・器具の輸出入および<u>製造販売業、修理業務、賃貸業、リース業</u></p> <p>(6) 医薬品、医薬部外品、化粧品、健康食品、日用雑貨品、介護用品および介護機器の輸出入および<u>製造販売業、修理業務、賃貸業、リース業</u></p> <p>(7) ~ (10) (条文省略)</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都<u>練馬区</u>に置く。</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第14条 当社は、<u>株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係わる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 医療用機器、関連周辺機器ならびに関連材料の輸出入および<u>製造、売買、修理、保守点検、賃貸、リース</u></p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(3) 医療用システムの設計、<u>売買</u>および輸出入</p> <p>(4) 医療用コンピューターの設計ならびに<u>製造、売買</u></p> <p>(5) 健康および医療に関する機器・器具の輸出入および<u>製造、売買、修理、保守点検、賃貸、リース</u></p> <p>(6) 医薬品、医薬部外品、化粧品、健康食品、日用雑貨品、介護用品および介護機器の輸出入および<u>製造、売買、修理、保守点検、賃貸、リース</u></p> <p>(7) ~ (10) (現行どおり)</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都<u>豊島区</u>に置く。</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役の員数および選任)</p> <p>第 18 条 (条文省略)</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. 当社は、法令に定める<u>監査等委員会</u>である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</p> <p>4. ～ 5. (条文省略)</p> <p>附則</p> <p>第 1 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;"><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について<u>電子提供措置をとる。</u></p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p> <p>(取締役の員数および選任)</p> <p>第 18 条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 当社は、法令に定める<u>監査等委員</u>である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</p> <p>4. ～ 5. (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>第 1 条 (現行どおり)</p> <p>第 2 条 定款第 14 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除および定款第 14 条 (電子提供措置等) の新設は、2022 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、2022 年 9 月 1 日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 14 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) は、なお効力を有する。</p> <p>3. 本条の規定は、2022 年 9 月 1 日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>